

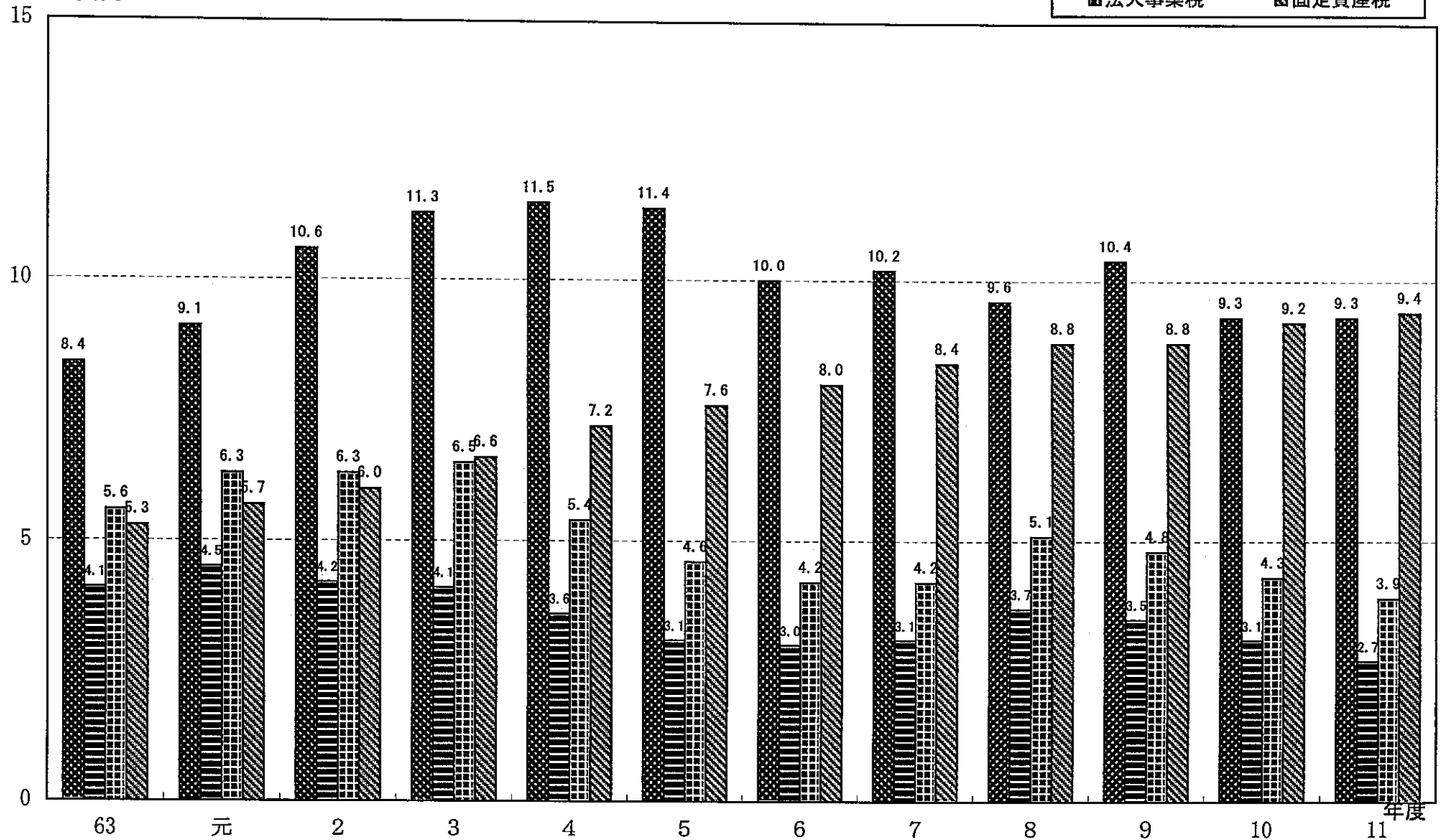
(平 1 1 . 7 . 1 3)
法 小 1 - 3)

地 方 法 人 課 稅 関 係 資 料

主要税目の税収の推移（地方税）

兆円

■ 個人住民税 ■ 法人住民税
 ■ 法人事業税 ■ 固定資産税



(注) 1 平成9年度までは決算額、10年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、11年度は地方財政計画額である。
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

地 方 法 人 課 税 の 概 要

1 法人住民税

(1) 課税団体 都道府県及び市町村

(2) 納税義務者 都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 標準税率等

均等割 都道府県：資本等の金額に応じ

2万円～80万円(5段階)

市町村：資本等の金額及び従業者数に応じ

5万円～300万円(9段階)

法人税割 ・課税標準 原則として法人税法等の規定によって計算した法人税額

・税率 都道府県：5%

市町村：12.3%

(4) 税 収 額

(単位：億円)

区 分	法人道府県民税(うち均等割)	法人市町村民税(うち均等割)	合計(うち均等割)
平成9年度決算	9,538(1,265)	25,319(3,781)	34,857(5,046)

2 法人事業税

(1) 課税団体 都道府県

(2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

(3) 課税標準 所得及び清算所得(原則として法人税の所得計算の例により算定)
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあっては収入金額

(4) 標準税率

① 所得金額課税法人

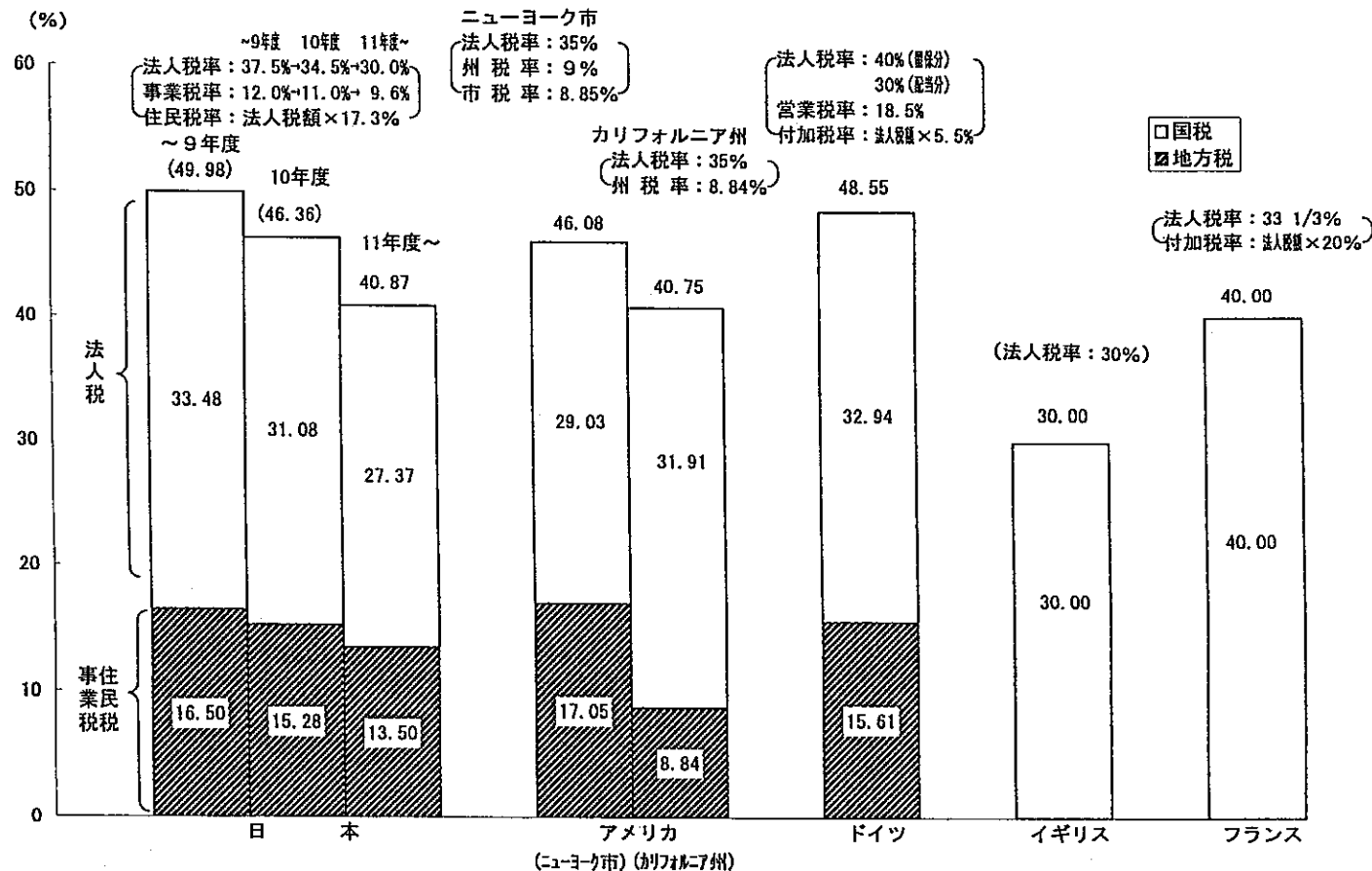
改 正 後 (平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用)		改 正 前	
普通法人		普通法人	
年400万円以下の所得	5.0%(Δ0.6%)	年400万円以下の所得	5.6%
年400万円超800万円以下の所得	7.3%(Δ1.1%)	年400万円超800万円以下の所得	8.4%
年800万円超の所得及び清算所得	9.6%(Δ1.4%)	年800万円超の所得及び清算所得	11%
特別法人(協同組合等)		特別法人(協同組合等)	
年400万円以下の所得	5.0%(Δ0.6%)	年400万円以下の所得	5.6%
年400万円超の所得及び清算所得	6.6%(Δ0.9%)	年400万円超の所得及び清算所得	7.5%

(改正後) (改正前)

② 収入金額課税法人 収入金額の1.3% 1.5%

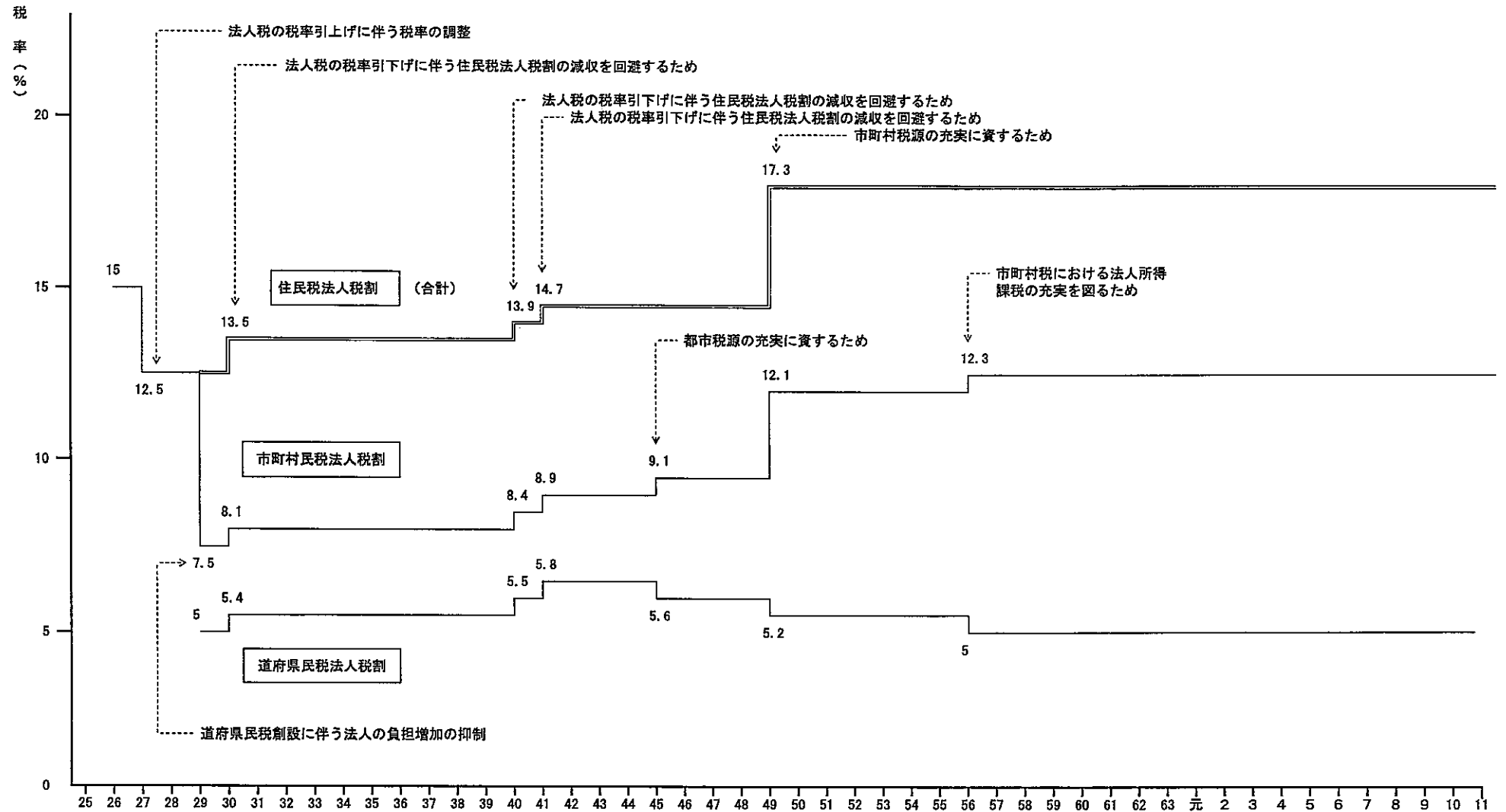
(5) 税 収 額 48,294億円(平成9年度決算)

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、日本の「法人事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対し必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の20%、年間売上高5,000万フラン以上の法人の場合）を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

法人住民税法人税割の税率の推移



(注) 住民税法人税割の税率は標準税率である。

年度

法 人 事 業 税 の 税 率 の 推 移

年 度 区 分	昭和 2 5	2 9	3 2	3 4	3 7	3 9	4 9	5 0	平成 1 0	1 1 (改正後)
普通法人に 対する税率	1 2 % →								1 1 %	9 . 6 %
軽減税率		年 5 0 万 円以下 1 0 %	年 1 0 0 万 円以下 1 0 % 年 5 0 万 円以下 8 %	年 2 0 0 万 円以下 1 0 % 年 1 0 0 万 円以下 8 % 年 5 0 万 円以下 7 %	年 2 0 0 万 円以下 9 % 年 1 0 0 万 円以下 6 %	年 3 0 0 万 円以下 9 % 年 1 5 0 万 円以下 6 %	年 6 0 0 万 円以下 9 % 年 3 0 0 万 円以下 6 %	年 7 0 0 万 円以下 9 % 年 3 5 0 万 円以下 6 %	年 8 0 0 万 円以下 8 . 4 % 年 4 0 0 万 円以下 5 . 6 %	年 8 0 0 万 円以下 7 . 3 % 年 4 0 0 万 円以下 5 %
特別法人に 対する税率	8 % →								7 . 5 %	6 . 6 %
軽減税率				年 5 0 万 円以下 7 %	年 1 0 0 万 円以下 6 %	年 1 5 0 万 円以下 6 %	年 3 0 0 万 円以下 6 %	年 3 5 0 万 円以下 6 %	年 4 0 0 万 円以下 5 . 6 %	年 4 0 0 万 円以下 5 %

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1 . 3 %（平成1 0 年度以前は1 . 5 %）である。

平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成10年12月16日
政府税制調査会〕

三 今後の検討課題・抜本的見直し

4 法人課税

(1) 外形標準課税

法人課税については、まず、本年5月に設置した地方法人課税小委員会で重点的に検討を進めている法人事業税の外形標準課税の導入の問題について、引き続き検討を進めることが重要です。

法人事業税については、平成11年度税制改正において、その税率を10年度に引き続き更に引き下げる一方で、現下の経済情勢等に鑑み、外形標準課税の導入については見送ることとされたところです。

しかしながら、外形標準課税は地方に適した税体系の一つであり、導入を急ぐべきであるとの意見が多く出されており、当調査会としては、都道府県の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものであること、応益課税としての税の性格の明確化につながることで、税負担の公平化に資すること等の観点から、早急にその方向性を示すべく、引き続き検討を進める必要があると考えます。

そのため、引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形標準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。